

特定寄附金制度

担当：経理部財務課

日本国内の企業や個人から、特定の国際文化交流事業に対する寄附金を受け入れ、その寄附金を原資として当該事業への助成金を交付する制度です。JFは特定公益増進法人に該当しますので、JFに対して寄附を行う企業や個人は寄附金に対する税制上の優遇措置を受けることができます。

注意点

- 1 対象となる寄附や事業、申込者、寄附者及び事業実施団体には、それぞれ一定の要件があります。
※平成28年度より、特定寄附申込金額の下限を設定するとともに、寄附受入の確実性等について申込み時に確認させていただいておりますので、ご注意ください。
各要件その他、制度の詳細については、下記のウェブサイトをご確認ください。資料の郵送をご希望の方は、財務課にご請求ください。
<https://www.jpf.go.jp/j/about/donation/program/index.html>
(ホーム>国際交流基金について>寄附について>特定寄附金制度)
- 2 ウェブサイトで要件等をご覧いただき、本制度への申込みを検討される方は、申込書(案)提出前に財務課に直接問い合わせ、申込資格や要件等について確認、相談してください。
- 3 申込みのありました寄附金の受入の可否につきましては、外部委員による審査委員会への諮問を経て決定します。
- 4 JFが、個別事業への寄附の募集、寄附者の紹介・斡旋、勧誘等の活動を行うことはありません。

提出締切

【第1回審査】	【第2回審査】
・ 申込書(案)：2025年4月1日 ・ 申込書(正本)：2025年5月7日	・ 申込書(案)：2025年9月1日 ・ 申込書(正本)：2025年10月1日

結果通知

【第1回審査】2025年6月末～7月上旬

【第2回審査】2025年11月末～12月上旬

※令和8年度以降については、別途お問い合わせください。

※特定寄附金制度においては、申込書(正本)提出の1か月前までに申込書(案)の提出が必要となります。